

東上野四・五丁目地区まちづくりについて

1. 地区計画の策定

平成28年3月策定の「東上野四・五丁目地区まちづくりガイドライン」で定めた地区の整備方針を実現するため、都市開発諸制度の適用を視野に入れ、法定ルールである地区計画を策定する。

(1) 策定範囲(まちづくりガイドラインと同範囲)

別紙 箇所図

(2) 主な検討事項

旧下谷小学校跡地街区及びエントランス街区の土地利用
歩行空間や広場などの公共空間等の基盤施設

(3) 今後のスケジュール(予定)

平成29年度～30年度 地権者及び東京都などの関係機関との調整・協議
平成30年度 地区計画の都市計画決定

2. 旧下谷小学校跡地街区の敷地整序に向けた土地交換

分庁舎・第二分庁舎の土地と民有地(東上野四丁目83番(地番))の土地交換(売買)により、旧下谷小学校跡地街区の敷地整序化及び東上野五丁目6番街区の共同化事業の推進を図る。

(1) 土地交換箇所

別紙 箇所図

(2) 民有地の権利状況

共同化の事業者が民有地の所有権を取得

(3) 今後のスケジュール

平成30年3月末 土地売買契約締結